

「福祉用具レンタル事業所による介護予防事業」意見交換会

番号	事業所	意見	回答
1		<p>レンタル用品の切り替え後の対応を具体的に知りたい。 切り替えが貸与の場合はすぐに出来るが、この事業の場合はどのように対応するのか。 払い下げ後の心身変化の判断の時間軸が長いと利用者の不利益に繋がる。 (判断と時間軸、利用者の不利益) 現行制度を利用している介護保険利用の方とこの事業を利用される方の費用(支払い額)の不公平をどう説明するのか。</p>	<p>基本的には1年間の変化が無かった利用者を対象と考えている。また、変化の判断期間は最低でも半年に一回、レンタル事業所の訪問を実施していただくため、本人からの変化の訴えが無かったとしても、確認は取れるものと考えている。 あくまでも利用者の意思により本事業を利用するかどうか決定してもらうため、不公平が発生するとは考えていない。</p>
2		<p>複数商品をレンタルされている場合の訪問の費用の考え方はどうか。 途中で貸与事業者が変わった場合はそこから1年間という捉え方なのか。 引き継ぐ会社との連携はどうするのか。 大東市独自の基準について具体的に知りたい。 当初4月1日から開始するにあたり価格等検証し具体的に考えているのか。 手すり1件10万円として800万円になるには、年間80件となるが、予算はきちんと考えられているのか。 資料①&lt;目的&gt;の109件、123件、34.7%について正しい数字なのか</p>	<p>複数レンタルされている場合は訪問×商品数の訪問の費用を委託金として支払う。 レンタル期間の途中で業者が変更となった場合でも、レンタル用品、利用者の状況の変化が無ければリセットはせず期間は1年。レンタル期間の引継ぎは、介護保険サービスとしての引継ぎをしてもらえばよい。利用期間については、プランと給付管理で確認できる。価格に関しては、一定の市場価格調査済み。 資料①の数値は市で確認したものを。</p>
3		<p>同一商品の入れ替えの場合は、入れ替えた時から1年となるのか、どのように対応するのか。 利用者によっては、汚れた場合や、また色の変更等の要望も想定される。</p>	<p>同一商品の入れ替えは、1年間のカウントのリセットにはならない。汚れや色の変更も同様。</p>
4		<p>初回モニタリングの時期、お金を支払われる時期、また利用者がモニタリングを要らないと言った場合 入院期間のカウント 手すりの同一商品の場所(右側から左側へ等)を変えた場合 払い下げ後所有権は利用者になり、処分の方法として施設への寄付等があるが、施設を持っている福祉用具事業所が得をするのではないのか。 参加した業者、参加しなかった業者の不公平 包括からの利用者への業者の紹介はどのように対応するのか。 本来であれば、大東市独自の基準等を知ってから参加するかしないか決めるが、現時点で具体的な数字も出ておらず、4月1日からスタートしようとしていた時点で事業として疑問を感じる。事業と云えない。1年貸与しても5~6万する。定価、中古、廃盤等福祉用具に関して調べているのか。</p>	<p>モニタリングの最低基準は設けている。入院期間は1ヶ月未満の場合にはリセットしない。但し、退院後に利用者の状態が変化している場合には、再度のプラン見直しとなるため、レンタル期間の1年はリセットとなる。同一手すりの位置移動は1年間のリセットにはならない。払い下げ後の物品の取り扱いについては、あくまでも利用者判断。但し、処分に困った場合には地域包括支援センターや市が相談に乗り、処分業者を紹介する等の対応を行う。処分費用は利用者負担のため、レンタル業者の負担にはならない。</p>
5		<p>払下げを行う際、事業所として「古物商の許可」が必要ではないか。払い下げの20,000円の会社として入金処理はどうするのか。 売り上げと考えるが、利用者にとっては1年経ったら無償で貰うことになるが法的に大丈夫か。 利用者の一覧を貰ったが手すりのみの利用者になっていないのだからちゃんとしたリストが欲しい。他の事業所も欲しいのではないか。</p>	<p>意見を精査した結果、古物商の許可が必要になるような中古品を扱うケースは本事業の参加は困難と考えるので、新品をレンタルし、なおかつ譲渡できる場合のみ参加可能とする。 払い下げ時の初回モニタリング料等は全て委託費用。委託費についての入金処理は会社で対応をしていただくこととなる。利用者への福祉用具の払い下げに法的制限はない。物品への保障などの条件が変更となることは利用者同意書を書いてもらう。</p>

6	<p>払い下げ後、状態変化した時に利用者から下取りして欲しいと言われた時はどうするのか。</p> <p>1、2年後手すりから歩行器になったらどうするのか。レンタルであれば変えていけるのに。大東市、事業所、包括が最初から最後まで足並みを揃えられる話をして欲しい。</p> <p>他市から転入してきて、ご家族がケアマネジャー等介護保険制度に詳しい方への対応やクレーム対応、説明の仕方をどうすればよいのか。</p>	<p>払い下げ後に状態が変化し、物品が不要となった場合には、利用者負担で処分となる。その場合には業者の下取りについては市は関与しない。手すりから歩行器に変更となる場合には再プランでレンタルを開始することとなる。転入ケースについては、担当ケアマネジャーも変更となるため、アセスメントからやり直すこととなるため、レンタル期間はリセットすることとなる。大東市の事業の説明は大東市で担当するケアマネジャーもしくは地域包括支援センターから行う。</p>
7	<p>資料①の〈目的〉の109件は手すりのみではない。</p> <p>最初からレンタルではなく新品で購入したいという方に対してどのように対応するのか。</p>	<p>介護保険の購入項目物品以外は実費となる。</p>
8	<p>ケアマネや他関係機関等には意見を聴きとっているのか。</p>	<p>地域包括支援センターとの意見交換を行っている。</p>
9	<p>何故、払い下げなのか。手すりが劣化し危険等様々なリスクがある。</p> <p>何故、1年後新品で新しいものを支給する考えがないのか。</p>	<p>手すりが劣化して危険と判断された場合には再度レンタル開始で対応。</p>
10	<p>1年後、利用者が新規事業、介護保険を選べるのか。</p>	<p>利用者選択となる。</p>
11	<p>福祉用具専門相談員にはケアマネジャーの資格を持っていないものもいる。</p> <p>細かい判断が難しい。ケアマネジャーを外してモニタリングのノウハウが補助できるのか。</p>	<p>ケアマネジャーは外れるが、業者のモニタリング結果で地域包括支援センターの専門職が判断する。</p>
12	<p>Q&amp;A 1の再度レンタル開始は同じものなのか、新しいものなのか。</p> <p>所有権の所在はどうなるのか。</p>	<p>利用者の状況を地域包括支援センターやケアマネジャーが必要と判断した用品となる。元々設置されていた物品の所有権は利用者にある。</p>
13	<p>福祉用具の条件を詳細に知りたい。タッチアップ式手すりは室内の置き型の手すりなのか、手すり全般なのか何の手すりを想定しているのか。</p>	<p>手すり全般と考えているが、一定の基準は設ける予定。</p>
14	<p>介護保険の制度はそもそも自立支援を目的としている。この事業は目標やゴールが見えない。手すりから特定福祉用具の販売にする方がスマートなのではないか。元気になって返してもらおうとする現状に逆行しているのではないか。</p>	<p>レンタル期間の1年間に自立に向けた努力や工夫をしてもらい、それでも、なお、レンタルを終了することができなかった利用者を対象と考えている。それゆえ、自立支援の考え方に逆行しないと捉えている。</p>
15	<p>入退院の場合の対応を具体的に知りたい。</p> <p>他の介護サービスを利用された場合はどのように対応するのか。所有権の所在。</p>	<p>1ヶ月以上の入院の場合にはレンタル期間をリセットする。他の介護サービスを利用した場合には本事業の対象者ではなくなる。</p>

16		<p>払い下げ後、永久的に永続的に商品が廃盤になるまでなのか。</p> <p>利用者が入院、死亡、またはもう来ないで欲しいと言った時等個人情報も包括に報告するのか。利用者、包括との契約等の文言も十分に検討してもらいたい。</p> <p>大東市独自の基準も分からないのに、4月11日までに参加の有無の表明をしないとイケないのか。商品や価格についてもいつ提示してくれるのか。早急に判断してもらわないと社内で検討も出来ない。</p>	<p>利用者の拒否、入院、死亡等についての情報は地域包括支援センターに報告する。参加の有無の表明は4月11日の期限はあくまでも質疑およびアンケートの提出期限であり、本事業の方向性がある程度、確定した段階で意思を確認する。アンケートの段階では不明、検討中も含めて回答して頂ければよい。はい、いいえに当てはまらない場合には空白部分に手書きをお願いする。</p>
17		<p>福祉用具専門相談員の研修はする予定があるのか。</p> <p>経験により利用者への対応に差が出るし、転倒等危険リスクの対応方法の研修等が必要と思う。</p>	<p>福祉用具相談員には一定の研修が課されている。市としては参加業者への説明会は行う。その際のモニタリング時の注意点などはお伝えする。</p>
18		<p>置き型手すりの商品選定はどうなるのか。商品によって価格が全く違う。</p> <p>減価償却等社内処理を考えると、物を準備出来ている事業所は良いが物がこれから準備しないとイケない事業所にとっては不公平が出るのではないかと。また業者を入れ替えた場合はどうなるのか具体的に知りたい。</p>	<p>置き型手すりも対象とする。準備ができた時点から参加してもらいたい。業者を入れ替えても、物品に変更がない場合にはレンタル期間はリセットしない。</p>
19		<p>ケアマネジャーについて、増やす為に募集等どのように工夫しているのか。</p> <p>適正化事業導入後、ケアマネジャーが半年おきに多く辞めているようで、他市に比べてケアマネジャーの負荷が強いと聞く。福祉用具事業所に優先が向いているように感じる。</p>	<p>ケアマネジャー不足は全国的な傾向。新しくケアマネジャーになる人数自体が少ない。</p>
20		<p>時間がないのでは。スタートはいつになるのか。手すりのみの利用者がすぐに歩行器も必要となった場合はどうするのか。</p>	<p>参加業者があれば、その時点から開始する。歩行器が追加された時点で現時点での本事業の対象から外れる。</p>